

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例(令和4年3月30日京都市条例第69号)(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)

納骨堂における永年納骨について、粉状焼骨の区分を設けることに伴い、当該区分に係る使用料を定めるとともに、その他の焼骨の使用料の適正化を図る必要があるため、次のとおり改正することとしました。

改正前			改正後		
区分	使用料(1体につき)		区分	使用料(1体につき)	
	市内	市外		市内	市外
永年納骨	円	円	永年納骨	円	円
	20,000	40,000		粉状焼骨	20,000
			その他の焼骨	50,000	100,000

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第69号

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例

京都市深草墓園条例の一部を次のように改正する。

「
別表納骨堂の項中

永年納骨	20,000	40,000
------	--------	--------

 を
」

「

永年納骨	粉状焼骨	20,000	40,000
	その他の 焼骨	50,000	100,000

 に改め、同表備考
」

を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 「粉状焼骨」とは、焼骨が粉状に砕かれたものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)